

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

引っ越し直後の訪問販売 トラブルに気をつけて！

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



引っ越し直後に訪問販売にきた業者から、管理会社と関連があるかのような説明を受けて契約してしまった、というトラブルが寄せられています。新生活が始まることが多い3～4月は特に注意が必要です。

相談事例

- 引っ越し当日に換気扇フィルターの勧誘に業者が訪れた。管理会社と関連があるかのような話であり契約したが、後日管理会社に確認したところ、嘘だと分かった。
- 「管理会社から紹介された」という業者が訪れ、水回りの防カビ工事契約をした。後日管理会社からは紹介などしていないと言われた。

ポイント

- その場ですぐに契約せずに管理会社に確認しましょう。
 - 訪問販売で契約した場合はクーリング・オフの対象です。
- ★ 令和4年度も、さまざまな消費生活に関する情報を紹介してきました。今後も消費生活の相談体制充実を維持するとともに、啓発活動を推進し、消費者行政の強化に取り組んでいきます。

